

# 「蔵王町生活応援クーポン券」事業について

## 【実施要領】

### 1. 内 容

新型コロナウイルス感染症拡大で大きく影響を受けた町内事業者の活性化を図るため、町内小売店並びに生活関連サービス業等の事業者で使える「蔵王町生活応援クーポン券」を全世帯に配布します。

### 2. 対象事業者

町内に店舗を構える事業者（小売店並びに生活関連サービス業等）

### 3. 実施概要

一世帯あたり 3, 000 円分のクーポン券

（500円6枚セット）を全世帯に配布（4, 500世帯）

### 4. 使用期間 令和3年12月1日（水）から令和4年2月28日（月）まで

### 5. 換金方法

1) 事業者は農林観光課に使用済みの「蔵王町生活応援クーポン券」と「請求書」を提出してください。（利用されたクーポン券の裏面に、事業者の名称を記入してください。）

2) 請求については各月2回程度のスケジュールで振込を予定しております。蔵王町生活応援クーポン券を取りまとめの上、クーポン券と請求書の提出をお願いいたします。

3) 換金する場合の振込先口座については、事業者本人または法人名義の口座に限ります。

4) 1回目の請求時のみ、請求書に口座情報を記入してください。

5) 事業者より指定された口座に振り込みます。

### 6. 期限後の蔵王町生活応援クーポン券

使用期間（令和4年2月28日（月））を過ぎて使用したクーポン券は換金できません。

### 7. 登録事業所申込締切日

令和3年10月20日（水）までに蔵王町農林観光課へ提出してください。（FAX可）

## 【事業の流れ】

